

報告第六号

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について  
右を報告する。

平成二十一年六月六日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成二十年第二回杉並区議会定例会において議案第四十七号  
により議決を得た「杉並区立天沼小学校建築工事」

二 金額の変更  
議決を得た契約金額 金二十三億八千八百七十五万円  
変更後の契約金額 金二十四億三千五百二十八万六千円  
契約金額の増額 金四千六百五十三万六千円増

三 変更理由

地下水が調査による予測より水量が多いことにより、地下水の保全と工事に伴う排水費の抑制を目的に基礎工事の山留め工法を変更したため

四 専決処分年月日

平成二十一年三月二十三日